

平成 20 年度

第 2 回高松市塩江地区地域審議会

会 議 錄

と き：平成 20 年 11 月 11 日（火）

ところ：高松市立塩江公民館大ホール

平成20年度
第2回高松市塩江地区地域審議会

1 日時
平成20年11月11日（火）午前10時02分開会・午後0時22分閉会

2 場所
高松市立塩江公民館大ホール

3 出席委員 15人

会長	黒川 恵	委員	谷 口 幸子
副会長	末佐 五百里	委員	蓮 井 正明
委員	赤松 京子	委員	藤 澤 英治
委員	和泉 和恵	委員	藤 嶋 忠男
委員	和泉 勝利	委員	星 野 道雄
委員	大谷 恵美	委員	間 嶋 養三
委員	川田 史郎	委員	藪 内 由佳
委員	喜多 維昭		

4 欠席委員 なし

5 行政関係者 29人

市民政策部長	岸 本 泰 三	人事課行政改革推進室長	
市民政策部次長	原 田 典 子	東 原 博 志	
地域政策課長	村 上 和 広	長寿福祉課長	安 部 雅 之
地域政策課長補佐	佐々木 和 也	長寿福祉課長補佐	和 泉 孝 治
地域政策課主査	里 石 めぐみ	保健所保健センター長	
企画課長	佐々木 秀 樹	増 田 小夜子	
企画課企画担当課長補佐	熊 野 善 博	保健所副保健センター長	
		池 田 信 子	
企画課企画担当課長補佐	多 田 安 寛	病院部長	田 中 義 夫
		病院部次長	経営管理課長事務取扱
企画課企画員	美 濃 和 子	塩江病院事務長事務取扱	
国際文化振興課長	高 橋 良 恵	國 方 聖 三	
スポーツ振興課長	栗 田 康 市	環境部次長	環境総務課長事務取扱
スポーツ振興課係長	山 西 健 二	合 田 彰 朝	

環境総務課環境施設対策室長	農林水産課長補佐	高嶋茂樹
佐々木一郎	教育部総務課新設統合校整備室長	金本一成
環境総務課環境施設対策室主任主事	教育部総務課副主幹	藤田健
松本修治	学校教育課長	松井保
産業経済部次長 農林水産課長事務取扱	学校教育課長補佐	上枝直樹
川西正信		
商工労政課主幹 秋山浩一		

6 事務局（塩江支所）	4人		
支所長	尾形進	業務係長	松浦好哲
支所長補佐	出原忠憲	管理係長	吉廣保夫

会議次第

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議 事

(1) 報告事項

- ア 建設計画に係る平成19年度事業の実施状況について
- イ 平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目について
- ウ 老人福祉センター奥の湯温泉の観光振興課への移管について

(2) 協議事項

- ア 建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針について
- イ 高松市新病院基本構想（案）について
- ウ 塩江地区学校統合事業の進捗状況等について

4 そ の 他

5 閉 会

午前10時02分 開会

会議次第1 開会

○議長（黒川会長）

おはようございます。お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから平成20年度第2回高松市塩江地区地域審議会を開会いたします。

委員の皆様には、何かと御多用の折、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

早速会議に入りたいと存じますが、その前に現在の出席委員は15名で、規程に定める半数以上でございますので、会議として成立いたしておることを御報告申しあげます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（黒川会長） まず、会議録署名委員さんを指名させていただきます。審議会の名簿順にお願いをしておりますので、本日の会議録署名委員には、川田委員さんと喜多委員さんのお2人にお願いをいたしたいと思います。

○議長（黒川会長） それでは、議事の報告の事項ではありますが、その前に私の方から一言委員の皆さんにお詫びとお断りを申しあげたいと思います。

資料でお気付きになっておると思いますが、先日6日の夜6時より勉強会をということで、3時間に亘り、審議会の役割・位置付けを皆さんから御意見を賜ったわけでございましたけれども、その勉強会の議題は、「保育所通所バスにおける保護者の負担金徴収について」でありましたが、健康福祉部から取下げというお話がございます。

その理由については、私は聞いておりませんが、その前段の2日の日曜日に健康福祉部長さん、保育課長さんから私のほうに手続き上の問題があったのでということでお話がありましたけれども、その後に四国新聞の報道において、いろいろな報道がなされたのは御承知のとおりでございます。その報道については、前段で私には何も説明はありませんでした。

したがって、どういうことであったか分かりません。お聞きすると今日も健康福祉部保育課は出席されてないようでございます。それは、余りにも不謹慎と言いますか、今日ここで説明をするのが筋ではないでしょうか。この審議会が、行政のセレモニー的であってはならないと私は思っております。当初から合併協議に携わってきた私としては、その責任の重大さを感じておるわけでございます。夜分の勉強会ということでお集まりいただいたことを、心よりお詫びを申しあげたいと思います。

さて、審議会の在り方でございますが、現在は、合併の協議に携わっておられた前市長さん、そして、大半の幹部の方はおられませんけれども、そのときにいろいろな協議をしたこととは裏腹に、かけ離れているのではないでしょうか。もう一度この機を機会に、政策会議等で御検証いただき、審議会の役割・位置付けを理解していただきたいと思います。理事者側、審議会の信頼の元に協議を重ね、地域のまちづくりに生かしていただきたいと希望するものでございます。

先ほども、前の支所長である中井町長からも御提言を頂きましたけれども、塩江という土地は、昔から非常に温かみのある行政で、お互いに意見を言い合って、そして、行政を進めたわけでございますので、その点も深く御理解を賜りたいと思います。

それから、もう1点、これ大事なことでございますけれども、先般3回ほど合併した6町の審議会長・副会長でお話をしたわけでございますけれども、今日のこの審議会の在り方も、私は納得がいかないのであります。

ということは、2回の審議会をするわけでございますけれども、本日は時間の関係上、フリートークを予定しておりませんけれども、午前中の10時からで、それはどういう意味か分かりませんけれども、大体午前中の予定で市の方々はおいでておると思うわけでございます。したがって、2時間の審議会でその機能が果たせるかということを私は危惧するものでございます。そういうことで、今後御検討をお願いして、素晴らしい審議会になるように心から希望するものでございます。

以上で、私からのお詫びと説明は終わらせていただきますけれども、どうぞ、今後よろしく御検証を賜りたいと思います。

それでは、会議第3の議事の報告事項でございますが、アの「建設計画に係る平成19年度事業の実施状況について」担当部局よりの説明を求めます。

○岸本市民政策部長 市民政策部の岸本でございます。ちょっと、遅れまして申し訳ございません。

今、黒川会長のほうから縷々審議会の在り方等につきまして、御忠告頂いたと受け止めております。私どもとしてこの地域審議会というのは、地域の御意見を頂くというふうに考えております。規約にもございますように、市長に提言をすると、市長はそれを最大限尊重するというたまりになっております。この審議会にお諮りするといいますか、御意見をお伺いする前に、市としては一定の手続きを踏んでこういうようなことをお話ししていると考えておるという、この意思決定は必要になります。その意思決定をした後、審議会

なり例えは、議会でありますと、調査会なり委員会なりにお諮りをするという中で、御意見をお伺いしたうえで修正することがあれば修正するし、御賛同頂けてそのままいければそのままいくし、それが議会と当局の関係だと私は考えております。

それともう1点、この審議会の在り方といたしまして、時間のこともございますが、これにつきましては、通常こういうような設定をいたしておりますが、随時、臨時の審議会等につきまして、会長のほうで御招集頂ければ、それはそれで、私どもとしても喜んで参りたいとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（黒川会長） 今、市民政策部長さんからお話がございましたけれども、私たちは決してこの協議をしないというわけでもありませんし、当然市長の諮問機関でございますので、私等が審議とか御意見を聞くということをしないわけではございませんけれども、今度の場合は、私が非常に残念なのは、手続き上に非常に問題があったというふうに思います。私は、この政策会議をする前に支所長なり、私の方にこういうことで協議をしたいのだということを言ってもらいたかったのです。それは、どういうことであったのですか。

これは、時間が非常に限られた時間ですけれども、私が香西健康福祉部長さん、それから田中保育課長さんからお話を聞いたのは、ここで全部申しあげると大変なことになると想いますけれども、非常に不快感の多い説明であったので、それで3時間も費やした勉強会をしたので、今日冒頭で、1つこれからはそういうことのないように、お互いの信頼関係の中でそういうことを進めてほしいというお話をしたのであって、別に提案するのが悪いというお話ではないので、その点は御了解をしていただければと思います。それと、取り下げた理由について、一言も我々には通達もせず、それから今日もおいでてないようですが、当然、親切のある行政であれば、実はこうこうという訳で、これについては次の機会に審議をお願いするというのが、私は筋だと思いますけれども、その点について、市民政策部長さんに何か御意見がございましたらお聞きをいたしたいと思います。

○岸本市民政策部長 私どもは、取り下げた理由といいますか、これは健康福祉部サイドでお話をいただきおりましたので、そのところの詳しい経緯は存じておりません。今回、ここに載っておらないということは、先ほど申しましたように、私は詳しくは存じておりません。それについては、何も申しあげることはございません。

それと、先ほども申しあげましたけれども、市としての意思決定というのを前提にして、次の行動に移るというのが、私どもはそういうたてりで考えております。例えばそれが議

会であろうと地域審議会であろうとそれから報道であろうと、こうこうこういうことでやつていこうと思うということは、その段階でまず意思決定をしておく必要があると、それは、暫定であるかも分からないし、こういうような会で事柄を進めていく上での市としての意思決定、これは必要かなというふうに考えておりますので、その点は御理解いただいたらと思います。

会議次第第3 議事

○佐々木企画課長 企画課長の佐々木でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

報告事項アの「建設計画に係る平成19年度事業の実施状況について」でございますが、お配りしております資料に基づいて御説明させていただきます。

お手元にA3サイズの大きい表が3種類有ると思いますが、その内、資料1の「建設計画に係る平成19年度事業の実施状況調書（塩江地区のみの事業）」をお願いいたします。

この資料でございますが、一番左側の「まちづくりの基本目標」として、「連帯のまちづくり」から「参加のまちづくり」までの5つの基本目標ごとに「施策の方向」「施策項目」「事業名」「19年度事業の実施状況」を記載し、「19年度の予算現額」と「19年度の決算額」を対比させるとともに、20年度への繰越した事業については、その「額」と「事業の概要」を記載しております。

時間の関係もございますので、逐一の説明は省略させていただきますが、主な事業の「19年度決算額」を申しあげますと、「まちづくりの基本目標」の「連帯のまちづくり」では、「病院機能の充実」として「医療機器等の購入」の794万4,000円でございます。

「循環のまちづくり」では、「安原地区香東川親水ゾーン整備」として、「多目的道路整備工事」2,070万6,000円。また、「下水道汚水施設整備」として6,656万1,000円。南部クリーンセンターの整備関連の「市道壇橋谷線整備」の1億8,882万7,000円でございます。

「連携のまちづくり」では、「急傾斜地崩壊防止事業」として中下所地区と堀山地区を合わせまして1,400万円でございます。

裏面の2ページを御覧ください。

「交流のまちづくり」では「観光イベントの充実」として、塩江4大まつりなど記載のとおりでございまして、これらを合わせますと1,269万6,000円、「園芸産地の育成」といたしまして「施設等の整備助成」の1,140万円、「林道六甲天満ガ原線の整備」として1,096万円、「道路整備」として「来栖中村線中村橋新設工事」など6,088

万円でございます。

次のページに移りまして、「桃川ダムの建設関連事業」として、市道4路線の改良工事など4, 354万3, 000円でございます。

以上、「連帶のまちづくり」から「参加のまちづくり」までの決算額に桃川ダムの決算額を合わせまして、総額で5億294万円を19年度において執行したものでございます。

なお、右の端の「20年度への繰越額」の欄に記入のある事業につきましては、19年度内の事業の完了に向けまして、鋭意取り組んでまいりましたが、結果としてどうしても年度を繰越して事業の実施を図る事情が生じたものでございまして、予算を20年度に繰越したものでございます。この繰越の総額は、6, 591万4, 000円となっております。

以上が19年度事業の実施状況でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひをいたします。

○議長（黒川会長） 今、平成19年度の事業の実施状況について御説明がございましたけれども、これから御質問なり御意見を賜りたいと思いますので、どなた様からでも結構でございますので、御発言をお願いしたいと存じます。

ございませんか。

特ないようございますので、次に「平成20年度以降に経過措置の終了する合併協定項目について」報告を求めます。

○佐々木企画課長 報告事項イの「平成20年度以降に経過措置の終了する合併協定項目について」でございますが、高松市塩江町合併協議会において、これまでの塩江町の歩みを尊重するとともに、合併後における高松市との速やかな一体化の促進ということで、新たなまちづくりを進めるという観点から、原則として高松市の行政制度に統一することを基本とする中で、塩江町の住民の皆様へのサービスや住民生活に急激な変化を来たさないよう、経過措置を設けることについて協定項目ごとに確認されております。これらの経過措置に基づきまして、各事業を実施してきたところでございます。

これらの経過措置の期間につきましては、大半が合併年度およびこれに続く3年度となっており、本年度の20年度をもってその経過措置が終了することとなっておりますことから、これらを整理してお示しするとともに、制度によっては、その必要性などから来年度以降も継続するなど、経過措置を見直すこといたしますので、本日御説明をさせていただくものでございます。

それでは、お手元の資料2、「平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目一覧」をお願いいたします。この資料でございますが、左から20年度以降に経過措置が終了する「協定項目番号」、「協定項目」、「分類」を記載し経過措置を示した「調整案」としておりますが、これは合併協議会で決定されておりますので、すみませんが案を削除してください。それから、「経過措置の終了年度」、協定項目を所管する「担当課」を記載しております。

また、右の端の「経過措置にかかる変更内容」欄につきましては、今回経過措置を見直す協定項目について経過措置の変更内容を記載しております。

なお、「調整」の欄の中で下線をしている部分が経過措置の内容でございまして、経過措置の終了年度の中で網掛けをしている部分が、20年度で経過措置が終了する協定項目でございます。先ほども申しましたが、その中で必要性などを勘案し、今回経過措置に係る変更があるものにつきましては、所管をしております担当部局から説明させていただきますのでよろしくお願ひをいたします。

○安部長寿福祉課長　長寿福祉課でございます。座って説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページの下から3番目の高齢者と施設の配食サービス事業について御説明申しあげます。この事業は、昭和52年度から概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、地域の民生委員、児童委員、ボランティアの方々の御協力を頂く中で、施設において調理された食事を配食することによりまして、高齢者と施設、または地域社会との交流を図っているものでございます。

塩江町他4地域、香川町、香南町、牟礼町、庵治町の配食サービス事業につきましては、単価、回数、委託先がそれぞれ異なっておりますが、21年度に市の制度に統一することとしておりましたが、塩江町地域におきましては、山間部の利用者への配食が多く、移動距離も非常に長く、加えて急な坂が多く、燃料費や車の消耗が他の地区とは比較にならないことから配達費用の一部をこちらの方で負担するものでございます。これまで塩江町地域は、配達費用350円をみておりましたが、その内200円は施設が負担することになります、残り150円につきまして市の負担とするものでございます。よろしくお願ひ申しあげます。

○増田保健センター長　保健センターのセンター長増田でございます。よろしくお願ひいたします。

保健センター所管の「24-11」保健衛生事業のうちの妊婦・乳幼児健康診査の項目

でございますが、こちらにつきましては、1歳6か月検診、3歳児検診が該当いたします。合併協議によりまして、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町で実施している1歳6か月児及び3歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」というふうに調整をさせていただきましたけれども、協議の結果、21年度につきましては、従来どおり塩江の保健センターで1歳半、3歳児の健康診査をさせていただきます。

22年度以降につきましては、各地区子どもさんの数とか大幅な違いがございますことから、高松市域全体で1歳半と3歳児の検診の実施回数とか実施場所等を見直ししていきたいと思っておりますので、21年度についてはそのままで、22年度につきましては、今後検討ということにさせて頂きたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○秋山商工労政課主幹 産業経済部商工労政課の秋山でございます。2ページをお開きいただきたいと存じます。

「協定項目番号24-14」でございます。「商工・観光関係事業」でございます。「中小企業指導団体等育成」ということで、内容でございますが、いわゆる商工会に対する補助でございます。「塩江町商工会に対する補助につきましては、合併年度及びこれに続く3年度について現行のとおり実施するものとする。」という調整でございます。

現在、商工会のほうは合併をいたしまして、高松市中央商工会となっているところでございます。この3年間で、平成20年度まで現行どおり補助を実施してまいりましたが、21年度以降につきまして、商工会の合併効果等も踏まえまして、補助金の見直しについて検討を進めてまいったところでございます。

しかしながら、皆様方よく御存知のとおり、現在、原油の高騰でありますとか金融危機等によりまして、非常に経済状況が悪化しているということで、中小企業に対しても非常に厳しい状況にある中、そういったことを踏まえまして、平成21年度につきましては、現行のとおり実施するということに決定をいたしました。但し、22年度以降につきましては、現在関係機関と調整中というところでございます。よろしくお願ひをいたします。

○川西産業経済部次長農林水産課長事務取扱 農林水産課でございます。

「協定項目番号24-15、農林水産関係事業」のうち「園芸団体育成事業」でございます。これまで塩江町が実施しております茶業組合、黒大豆部会、柚子生産組合に対しては補助をしておりますが、平成20年度で経過措置が終了することとなっております。

したがいまして、一番右端に書いておりますけれども、平成21年度以降におきまして

は、より特産品の生産振興を図るため、新たな品種とか技術の導入など、革新的な事業に限り助成を行うことといたしまして、本市全域を統括する高松市農業振興協議会の事業を拡充する中で、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋国際文化振興課長 国際文化振興課の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

資料2の2ページの下から2つ目、「協定項目番号24-23」、「文化振興事業」、「文化団体の育成・支援事業」の項目について説明させていただきます。

これは、塩江町文化協会に対する補助でございます。合併時の調整案は「高松市の制度に統一する。塩江町文化協会への補助については、両市町の合併に伴う同協会の動向及び活動の方向性等を見極め、その額を決定するものとする。」とされておりました。この文化協会補助金については、これまでには、町時代と同額の補助を行ってきておりましたが、今回町文化協会の事業実施状況などから、平成21年度は現行の2分の1の補助とし、22年度も21年度と同額とするもので、今後さらに2年間の経過措置期間を設け、23年度以降は協会の活動状況を見極めて、上限を10万円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○合田環境部次長環境総務課長事務取扱 環境総務課の合田でございます。よろしくお願ひをいたします。

お手元の資料の3ページをお願いいたします。表の一番下段になりますが、環境総務課が所管しております「協定項目24-24」、「その他の事業」の2つの補助事業につきましては、塩江地区内の給水区域外の未給水の方々に対しまして、生活用水を確保するに当たり一定の補助をする塩江地区固有の制度でございます。経過措置期間終了以後の取扱いにつきましては、公衆衛生の向上や塩江簡易水道給水区域外の未給水の方々の状況、それから、本市の他の地域との均衡等につきまして検討いたしました結果、右端の「経過措置にかかる変更内容」欄に記載のとおり、上段の「井戸等整備補助」、正式には「塩江生活用水確保対策事業補助金」でございますが、これにつきましては、新設の場合には現行の補助率10分の8を2分の1に、補助限度額100万円を70万円に、改修の場合は、補助率は現行どおりといたしまして、補助限度額50万円を30万円にそれぞれ変更いたしまして、本市の他の地域にも給水区域外がございますので、こちらにも拡大するという方向性で21年度以降も継続して実施してまいりたいと考えております。

また、下段の「塩江飲用水給水ホース等購入補助金」につきましても同様に、その公衆衛生上の視点、また、塩江の方々の状況を勘案いたしまして検討いたしました結果、給水ホースについては、補助率は変えませんが限度額を新たに設けまして、上段と同じく21年度以降も継続して実施したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○佐々木企画課長 以上で「平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目について」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒川会長） それでは、今説明がございました「平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目について」の総括説明をいただきましたので、ただいまから御質問、御意見を承りたいと存じます。どなた様からでも御発言がございましたらお願いします。

○和泉（勝）委員 来年度以降に経過措置の終了する合併協定項目が示されましたら、どれも合併協定に盛られておるとはいいながら、どれも画一的に高松市の制度に統一しようという意図が見えて、地域に対する配慮がなされていないのではないか、硬直化した行政と言わざるを得ないと思います。特色ある地域づくりを標榜しながらも制度面からも市の責務を放棄したように見えますが、過疎化に悩む私たちの地域特性を考慮したものであるとは言えないと思います。

今後、合併協定に盛られているので見直しは不可能だろうと思いますが、今後とも市にとりましては、温かみのある、木目細かな施策を望みたいと思います。これが、来年度以降に経過措置が終了する合併協定項目に示された全体の感想でございます。

○議長（黒川会長） 答弁は、要らないの。

○和泉委員 今後、各地域に即した施策を望みたいという考え方でおりますが、それでは、市の考えをお願いします。

○議長（黒川会長） 市民政策部長さん、何かございましたら。

○岸本市民政策部長 合併協議に関連してということでございまして、各地域から今の御意見のようなことが出るのも、もっともなことかなというふうには思っております。私どもといたしまして、合併というのは、1つの制度に收れんしていく必要があるということは御理解をしていただいたらと思います。その過程において、2年なり5年なりいろいろな経過措置を置いておるわけですが、その中で、塩江町なら塩江町に特色のある事業、それについて、市全体に広げていくというようなこともしている中で、今申しあげている事業については、申し訳ございませんけど、こういうことで進めさせていただきたいということを御報告しておるわけです。

この他にも、例えば、合併するに当たってですね、かなり高松の制度に合わすことによつていろいろなメリットといえば語弊がありますが、あつたかに思います。それを逐一申しあげることはいたしませんが、1つ申しあげますと、高松の今の重要な施策として地域コミュニティというのを挙げております。この地域コミュニティというのが地域を挙げて、地域のことは地域で考えていただいて、それを実行していくのだという考え方を全市的に取り入れております。そのことが塩江町におきましても、例えばエアポートクリーン作戦とか、内場ダムのクリーン作戦とか、そういうようないろいろな広がりが出てきておるのではないかなど、こういう面は評価いただけるのかなというような気もいたしております。

したがいまして、合併に伴つて3年間で終わるから、もう全部終わらせますよというつもりはございません。こうこうこういうようなことになっていますが、例えば井戸水ですね。井戸水なんかは、未給水地区が他にも在るので、それはそれで取り入れていこうということですが、ただ、10分の8という補助率は、2分の1位にしていただけないかなということで申しあげておるわけでございまして、一概に3年経ちましたから、はい止めましたというようなつもりでやつておることではないというのを御理解いただいたらと思います。

以上でございます。

○議長（黒川会長） 次に誰かございませんか。

○末佐副会長 今のこれとはかけ離れているかも知れませんが、地域コミュニティの話が出ましたが、塩江町の場合、本庁の2階を全部公民館にして、未だコミュニティセンターとしての役割が全部果たせるような、来年度からそう持つていくつもりらしいですけど、設備とかそういうことに対しての計画はどうなのでしょうか。

○岸本市民政策部長 地域政策の方から申しあげることですが、次の議題の中にもあろうかと思います。私どもといたしまして、コミュニティセンター化するときには、他のコミュニティセンターと余り差は無いように、出来るだけのことはしていきたいという回答を用意しております。

したがいまして、今公民館になっておるのは、たってき公民館が無かつたので公民館にしたわけですが、その公民館をコミュニティセンターにするに当たっては、それ相応の施設といいますか設備といいますか、それとセキュリティですね、市の支所の中に在りますので、どういうようなセキュリティにしたら良いのかということも含めて検討させていただくというようなことを用意しておりますのでよろしくお願ひします。

○末佐副会長 4月からコミュニティセンターとして開始するというふうに聞いていますけれども、そちらの準備は着々と進んでいると思うのですが、例えば、畳の部屋が欲しいとか、調理室が欲しいとか言っても、他の公民館からコミュニティに移行した高松市は全部撤っていると思うのですよ、皆さんからお聞きすると。塩江町にはそういう設備が全然出来てないので、先にコミュニティ、コミュニティと言われましても本当に町民を馬鹿にしたような話で、いつまでに、どういうふうにしますという話は、全然聞いてないのですがどんなものですかね。

○岸本市民政策部長 21年度にそれを考えておるということでございまして、その21年度に何時どういうふうにするのだというのは、私どもとしてそう考えておるということで、予算上どうなるかどういうは今からの話です。ですから、断定的なことは難しいということは、御理解を頂いたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（黒川会長） 他にございませんか。

○藤澤委員 藤澤です。農林水産関係でお尋ね申しあげます。

先ほど、生産団体に対する補助金の廃止ということになつておりますけれども、その後の文章の中で、高松市農業振興協議会の事業を拡充する中でとあります、私どもその高松市農業振興協議会という組織すら知りませんし、その中で塩江町の特産品をどうして、どういうふうに生かしていくかということを、私ども危惧しておりますわけですが、そこら辺を詳しく説明いただけますか。

○川西産業経済部次長農林水産課長事務取扱 農林水産課でございます。

高松市農業振興協議会の事業の中で対応するということで書いておるということですが、今現在、農業振興協議会は、JA香川県と高松市が各250万円をそれぞれ出し合って、500万円という予算の中で運営しております。農業振興協議会の中ではありますのが、新たな技術とか、新たな品種を導入するために必要な活動に対しましては、事業費の2分の1、又は10万円の何れかの少ない金額。また、新技術、新品種を導入するための種子とか種苗とか、あるいはいろんな施設が要りますよといったことに対しては、事業費の3分の1、最高限度で30万円を補助するといった事業をやっております。

農業振興協議会に対して各地区からいろいろなこういう事業がしたいということで、農林水産課も地元といろんな協議をしながら、じゃあこういうふうにしてやっていきましょうということで、補助金の申請を受けまして、それに基づいて、例えば、これでしたら塩江町の特産品の振興になるというものでございましたら、補助を認めて必要な金額を助成

していっております。

したがいまして、これまで合併協定の中で塩江町の茶業、それから黒大豆部会、柚子生産組合につきましては、数万円の補助金を出しておりましたけれども、そういうようなものでなくして、新たな取組み、こういうようなものについて、そういう事業に対して取り組む、合併町のそれぞれの団体に、補助をしていくというようなことで考えております。

○藤澤委員 その振興協議会の中で、現在、塩江町地域から選出されている方はおられますか。

○川西産業経済部次長農林水産課長事務取扱 これにつきましては、高松市とJA香川県、それと高松市農業共済組合の関係の方々で構成しております、地元の代表とかそういった方が構成員にはなっておりません。

○藤澤委員 これからそういう考えはありませんか。

○川西産業経済部次長農林水産課長事務取扱 これについては、地元の方を入れるということではなくて、今の出資団体がJA香川県と高松市でございますので、まず地元からそういう生産団体あるいは集落につきましては、こういう事業をしたいということで、農林水産課とお話をさせていただくし、こういう事業で要望したいということでございますので、今のところ地元の農家、生産団体を構成員とするようなことは考えておりません。

○藤澤委員 特產品の開発およびその経営とかその他の事業に関して、指導をしていく気はありませんか。

○川西産業経済部次長農林水産課長事務取扱 柚子につきまして、これまで私ども農林水産課の職員それから地元の方と、こういうふうに柚子に取り組んだらどうかということをしてまいりましたので、そういう生産品・特產品については、今後ともいろんな地元の方と話をしまして振興していきたいと考えております。

○議長（黒川会長） 他にございませんか。

特にないようでございますので、次に報告事項の「老人福祉センター奥の湯温泉の観光振興課への移管について」の説明を求めます。

○安部長寿福祉課長 長寿福祉課でございます。

本日、私どものほうから本地域審議会にお願いしている案件は、「老人福祉センター奥の湯温泉の観光振興課への移管について」でございます。

奥の湯温泉につきましては、合併協議時および平成18年3月の本地域審議会におきまして、本市における所管は観光課ではないかとの地元からの御意見もございましたが、当

施設は老人福祉センターとして建設され、国からの補助金が交付されていることから、最終的に私ども長寿福祉課の方で所管をすることとなりました。

しかしながら、国から本年4月11日付で「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づきます財産処分の承認につきましては、承認手続き等の一層の弾力化及び明確化を図る観点から、経過年数が10年以上である施設につきましては、補助金の目的を達成したとみなすという解釈で、自治体への補助金の返還も求めず、また、厚生労働大臣等への報告があったものについては、承認があったものとして取り扱うとの通知がございました。

これを受けて、本課と観光振興課の方で協議を重ねました結果、すでに観光施設としての営業がなされていることや、本施設は塩江温泉の湯元にございまして、本市の重要な観光拠点施設でございますことから、今後は、源泉と施設を一体的に管理するとともに観光資源としての有効活用を図るため、平成21年度から観光振興課に移管することとしました。

所管課は変わりましても、地元住民の方など施設の利用者には、なんの変更もございませんので御安心いただきたいと存じます。今後、年度末までに観光振興課に対しまして、きちんとした引継ぎを行う中で、新年度からの施設運営に支障がないようにしてまいりたいと存じます。よろしくお願ひ申しあげます。

○議長（黒川会長） 説明が終わりましたので、質疑、御意見を賜りたいと思います。

○川田委員 報告事項ということになっておりますが、観光振興課のほうへ移管するということは、将来的には第3セクターといいますか、そういう形で指定管理者のほうに回してしまうのではないかという、そういう考え方方が元からあるのではないかでしょうか。そういう中で、塩江町の奥の湯温泉自体、非常に良質な鉱泉水でございますし、あの施設も建設してからかなり年数も経過しております。次々と増築増築と非常に迷路的なものもございますし、将来指定管理者に譲るような考えがあるのであれば、あの施設をもう一度見直して、改修なり何なりの考えはございますか。

重要拠点として認めていただいているのは十分分かるのですが、施設の改修とかそういうものについての今後の考え方は、どういうふうに考えているのでしょうか。

○安部長寿福祉課長 先ほどの施設が老朽化しているということですが、昭和50年の建設ということで、30年以上の経過がございまして、大変老朽化もしております。ただ、指定管理との関係でございますが、長寿福祉課の方で今現在老人福祉センターは5か所管

理運営をしております。それにつきましても、指定管理者制度はもう導入しております。奥の湯温泉につきましては、今現在直営で運営をしておりますが、今後の課題といたしましては、長寿の方で所管するといたしましても、指定管理者制度の導入につきましては、今後の検討課題ということにはなっておりました。今後、観光振興課に移管ということになりますと、観光振興課の方で今の源泉と一体的な管理運営をするということで、リニューアル化も含めまして、今後、検討課題にはなってこようかなとは考えております。

○川田委員 そのときの引継ぎ事項として、そういうのも含めて、観光振興課の方に十分お話を伝えていただきたいと、このように考えております。

○議長（黒川会長） 他にございませんか。

○蓮井委員 今の川田委員さんの件について、もう一度お聞きしたいと思いますが、県も市も観光について相当力を入れるようなかたちで言ってきてているように思いますが、観光振興課の方へ移管というかたちになりましたら、出来るだけ、老人福祉センター奥の湯は老朽化が激しいので、出来ましたら新築というかたちでお願いできないでしょうか。観光振興というかたちも込めてです。

○安部長寿福祉課長 先ほどもお話申しあげましたように、今後、観光振興課に十分引継ぎを行う中で、リニューアル化につきましても、今後、観光振興課のほうへ強く要望してまいりたいと存じます。よろしくお願ひします。

○蓮井委員 観光でやってくれといつても、ある程度投資というかたちは必要だと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○安部長寿福祉課長 分かりました。

○議長（黒川会長） 次に誰かございませんか。

他にないようですので、これで報告事項を終わりまして、協議事項に入りたいと思います。

「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針について」を議題といたします。説明を求めます。

○佐々木企画課長 協議事項アの「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針について」御説明させていただきます。

お手元の資料3をお願いいたします。この対応調書につきましては、本年5月27日に開催されました第1回地域審議会で提出をお願いしました「平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針」を整理したものでございます。

それでは、この項目順に従いまして、それぞれ所管をしております担当部局から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○金本総務課新設統合校整備室長 総務課の金本でございます。よろしくお願ひします。

お手元の資料3の1ページ、1番の項目「教育環境の整備」でございます。

「地区内小中学校の出来る限り早急な耐震補強工事を要望するものです。」に対する対応方針でございますが、塩江地区の学校施設の耐震化は、平成19年2月に策定しました「高松市立学校施設耐震化実施計画」に基づき、学校統合計画の中での対応といたしておりましたが、平成20年6月、国からの耐震化の更なる前倒し実施や地震防災対策特別措置法での補助率の嵩上げ、および統合までの児童・生徒の安全確保などから耐震化実施計画を変更し、3小学校の校舎につきましては、平成22年度までに耐震化を図る予定にしております。

以上でございます。

○村上地域政策課長 失礼いたします。地域政策課の村上でございます。

項目2番の「コミュニティ活動拠点の充実整備」ということでございますけれども、先ほど部長の答弁と少しかぶりますけれども、塩江公民館は、現在使用しておりますこの会議室を含めまして、旧塩江町庁舎の2階の会議室、事務室を一部改修いたしましたけれども、ほぼそのままの施設整備で利用しておりますため、調理室でありますとか和室とか他の公民館と比べまして、機能が不足しているということがございまして、平成21年度のコミュニティセンター化に合わせまして、施設整備が必要であると認識をしておるところでございます。

ただ、公民館を教育委員会の方から私どもの方に移管をしていただいてからということで、どうしても21年度に入ってからの対応になってしまいますけれども、管理運営に影響が少なくなるよう、コミュニティ協議会と十分協議・検討を進めながらまちづくり活動の拠点に相応しい施設として、また、支所部分とのセキュリティ対策等も勘案しながら、早期に対応できるように、検討を進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

○栗田スポーツ振興課長 スポーツ振興課の栗田です。よろしくお願ひいたします。

3番目の「ループしおのえの巡回バスの運行について」のお答えをいたします。

ループしおのえの利用者の送迎用の巡回バスについては、開設された平成17年12月から翌年の10月31日までは、塩江支所前に停留所を設け運行をしておりました。こちらの要望にありますが、平成18年5月23日の地域審議会の意見を受けまして、道の駅

までの延長について指定管理者と協議をいたしましたが、時間的な問題と延長に伴う経費を他で削るのが困難ということで、指定管理者としては実施にいたっておりません。

なお、塩江支所の停留所を運行していたときの利用者数ですが、1月当たりの利用者が3、3人ということで、少ないことから平成18年の11月から廃止をされている状況であったそうです。

去年の19年度の実績なのですが、ループ塩江の1年間の利用者数が2万6,434人です。その内バスを利用される方が、2,571人で約10パーセント弱、9.7パーセントの方が、この送迎バスを利用してループしおのえに来ていただけておるということございます。1営業日当たりのバスを利用していただけるのが24.7人ということになっております。ちなみに18年度が13.8人でした。大分向上しておる状態にはなっております。

ところが、今までのところ直接施設に対して、利用者からの塩江地区内の運行再開についての要望というのはお聞きしていないそうです。今後、道の駅周辺からの施設利用やルートの延長の要望、新たに乗降所を設置することで施設の利用者が増加すると見込まれる場合には、施設利用者に対するコースの見直しについて、指定管理者と協議を行いたいとは思っております。

以上でございます。

○東原人事課行政改革推進室長 失礼いたします。人事課行政改革推進室の東原と申します。よろしくお願ひいたします。

資料の最後でございますけれども、支所機能の整備につきまして、担当課といたしましては、地域政策課と私ども人事課行政改革推進室が担当いたしております。

対応方針につきましては、地域の行政組織と本庁機能の在り方を検討するために、全庁的な検討組織を設置することといたしております、その中で支所・出張所の機能、また、権限につきましても検討をすることといたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐々木企画課長 以上で資料3の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒川会長） 説明が終わりましたので、これより質疑を承りたいと思います。

順次、お名前を言ってから御発言をお願いしたいと存じます。

○和泉（勝）委員 先ほどコミュニティ活動拠点の充実整備という項目がありましたが、ここ現在公民館として利用されている施設の改修を、センター移行に向けて整備をする

という話があったのですが、公民館に相応しいというのは、どのような施設整備をする予定か。それと、公民館としての施設改修で役割を担うような施設になりうるのかということで、将来新しい公民館を建設する計画が有るのか。統合小学校の跡施設をその施設として利活用するような方向でも考えていただきたいのですが、施設改修のメニュー等、もう間近なので明示できればしていただきたいのですが。

○村上地域政策課長 コミュニティセンターの改修内容でございますけれども、要望もありましたように、少なくとも調理室と和室につきましては、他の公民館と比べて機能不足しているというふうに認識をしております。

また、要望にもありますように、その整備に合わせまして出入口、あるいはトイレ等のバリアフリー化ということにつきましても、協議をする中で出来るだけ反映させていきたいというふうに考えております。

ただ、コミュニティセンターの管理・運営につきましては、地域政策課なのですけれども、公民館を新設というお尋ねについては、答えられませんのでよろしくお願ひいたします。

○和泉（勝）委員 計画が有るかどうかというか、県内、唯一公民館の無い地域だと聞いておるのですが、他地域では素晴らしい公民館も新たに建設中であると聞いていますが、塩江地区でもこここの2階部分を公民館として改修して、それで公民館が出来ましたよというのでは、何か心細いというか、将来の地区のまちづくりの拠点としては、かなりお粗末と言わざるを得ないのですが、将来の新築を含め、検討していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○村上地域政策課長 今建設を進めておりますのは、コミュニティセンターということで、現在、下笠居地区で整備を進めております。その後、予定といたしまして三谷地区的コミュニティセンターを21・22年度で整備をするという予定でございますけれども、一応その三谷が終わりますと、以降につきましては、コミュニティセンターの計画が現在ございません。そのために、今年度から次期の中期整備方針ということで策定を予定しております、その中で全体で50館ほどになりますけれども、コミュニティセンターの整備はどうあるべきかと、整備の方法、順番、そういうものを含めまして、計画を作るということにしておりまして、その中で塩江地区がどうあるべきかということも含めまして、検討する予定になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒川会長） 他に。

はい、和泉さん。

○和泉（和）委員 小学校の耐震の対策をしていただきまして、ありがとうございます。

その事業内容の中に書いてありますとおり、耐震基準を満たしていない状況の中で、平成22年には完成とありますが、それまでの対策はどのようにお考えでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○金本総務課新設統合校整備室長 様強までですね、どうしても、すぐに設計して工事に掛かるというのに2年ほど掛かります。その間の対応でございますが、学校の中でもですね、耐震化が出来ている部分とそうでない部分がありますので、ソフト的に、先生方の誘導の中で安全な方に行っていただくとか、日々の訓練の中でそういう取組みをやっていただいて、なんとか安全な方向で人的に出来る範囲で、それまでは対応したいと思っております。

○議長（黒川会長） 他にございませんか。

○川田委員 1つはループしおのえの巡回バスの件ですけど、地元の方は、バスの時間的な運行というようななかたちで、道の駅からの巡回も出来ないというようなお答えであったように思いますが、塩江の住民が地元の施設を利用するときに、全部自分の車での坂を上がって行かなければいけないというようなこともありますし、地元のゴミの焼却場を建設したときの条件として、あれを造ったというようなこともございますので、地元の人に対する何かメリットを、何か割引バスみたいなものを出してやるとかいうような、サービス的な考え方をお持ちではないでしょうか。

それともう1点、支所機能の整備ですが、今年の4月から、かなり支所機能は縮小したと思います。もうこれ以上、塩江町のこの広い地域の中で、他所の支所と同じ様に2人3人の職員で、この広い塩江町をまかなっていくと、私は全然考えておりません。今の塩江支所で仕事をしている人は、もう最低の人員であろうと思います。これ以上支所の人員を減らすことのないようにやってほしいと考えます。

○栗田スポーツ振興課長 スポーツ振興課です。

ループしおのえの地元の方が利用しやすいように、割引バスと言われましたか、そういうものの発行についてですが、こちらループ塩江につきましては、利用料金制ということで、利用者がお支払いいただく料金を元に運営をしております。通常、市がやっております指定管理者というのは、料金は市が頂くけれども運営をお願いするという、そういう意味でループしおのえさんにつきましては、利用料金制をとっているところが若干違うところ

ろでございまして、その辺り営業的といいますか、実際に活動する中で収入が無いと回つていかないという部分がございますので、今お願いされました割引バスの制度につきまして、一度指定管理者のほうに御相談は当然いたしますが、運営上の問題に絡んできますので、なかなか実施をするとかしないという返事を頂けるかどうかは分からぬですけれども、お話は差しあげたいと思います。よろしいでしょうか。

○川田委員 別に指定管理者にそれだけのサービスをしろというわけでなく、市の方で指定管理者にそれだけ差額の補助を出したら良いのじゃないですか。それでしたら、指定管理者は別段問題は無いのじゃないでしょうか。それ位のことは、考えていただいても良いのじゃないですか。

指定管理者に地元の人が利用する料金を割引したのを、塩江の温泉でも同じですけれども、風呂なら風呂で朝から沸かして、風呂を沸かすときには同じだけの燃料が要るんですね。それで、料金を上げて、100円のところを300円にしてお客様が3分の1になった。それだけ燃料を使ってお客様が減ったというようなかたちになっているので、そうではなく、一度湯を沸かしたら出来るだけ多くの人に利用してもらいたい。

ループしおのえの場合は、焼却炉の余熱を利用しているというかたちもあると思いますけど、そういうかたちで、何か考えていただくのも利用者を増やすための1つの案でないかと思います。

○岸本市民政策部長 市民政策部でございます。

地元の方に対して特別の料金というふうに受け取りましたが、それは、公共のサービスをしていく上で、非常に取りにくい施策だということは御理解いただいたらと思います。ということは、奥の湯温泉を当初塩江地区の住民に限って、現行どおり置いてくれと、100円にしてくれというお話があったと思います。そしたら、100円に置くとするならば、高松市全員にせざるを得ないとなり、高松市全員にした。そうすると今度は、民活なり何なりの観点からちょっと待ってよというお話があった。それで、公衆浴場組合に定める料金にさせていただいた。そういう経緯があるということは承知しております。

それと、もう1点のループしおのえならループしおのえで、塩江町地区だけ特別料金をというのは同じ考えになりますので、行政としては非常に取りにくい施策だということを御理解いただいたらと思います。

それともう1点、送迎バスなのですが、これは、もう少しこの送迎バスを上手く活用できぬかというのは、ちょっと考えてみたい。逆に言いますと、人が居ないのに定期的に

回ったって仕方がないのであって、例えば鮎瀧のこの下に何人いるから来てくれと、これは可能かなという気がするわけです。それは、指定管理者の方でどこまで対応できるかというのにはありますが、送迎バスですから、固まつた方がおいでたら、ここへ迎えに来てくれというのは可能かなという気がします。そうなりますと、今度は定期的に巡回するというのが、何処まで出来るかというのもあります。そしたら、巡回をしている間にこの日に何時に何処へ行けるというようなことは、ひょっとしたら可能なのかなと思います。その辺りを指定管理者との間で、調整をさせていただきたいとこのように思っています。

「それで、1点有りますのは、例えば道の駅なら道の駅から乗ると、乗った方はループしおのえで降りなければなりません。途中では降りられません。これは、御理解いただけたらと思います。それから、ループしおのえから乗った方が、何処かで降りられるのであって、途中で乗った方は何処かでは降りられませんので、送迎バスというのはそういうことになっておると思いますので、よろしく御理解を頂けたらと思います。

以上です。

○和泉（勝）委員 今のループしおのえと奥の湯温泉の料金設定の話ですが、これは、同じような解釈ではいかんのではないかと思います。ループしおのえは、南部広域クリーンセンターの地域に対する迷惑施設の代償というような感じで、ループしおのえが造られたと思うのですが、地域住民に環境負荷を強いる施設であれば、地域住民に対する減額措置というのは、あってしかるべきだと思うのですがどうでしょうか。

○岸本市民政策部長 確かに南部クリーンセンターに対する地元対策ということで造られたというふうには、理解しております。ただ、造った以上は公の施設です。公の施設として運営していかないと、市としての公平性は保てられないということは、御理解を頂きたいと思います。

○東原人事課行政改革推進室長 支所機能と職員の人数は、非常に関係がございますことから、全庁的な検討組織の中で、職員数につきましても全庁的に検討していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○川田委員 全庁的ということですけれど、地域性というのも含んだ考え方、また、塩江の山林でありますとか、そういう職員の配置等についても、農林水産、いろいろありますけれども林業関係とか、そういう知識を持った者が塩江町の支所で勤務するというようなかたちのことも、いろいろ考えていただいて、適宜適宜の人員配置も必要でないかと思うので、その点も1つよろしくお願いしたいと思います。

この広い80.1平方キロメートルの地域の中で、三々五々住民が生活しているんですよ。大滝山の麓から始まって香川町の近くまで在るのですけど、そういう中で、公共として住民サービスというのは、ある程度平等でなかつたらいいけないし、それが全部集約して、市の中心部に集約してしまって、それこそ電話番位のかたちのものでない、やっぱり住民の顔も見えるところで、行政も進めていってもらいたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○東原人事課行政改革推進室長 支所につきましては、それぞれ合併町の地域特性等もございますことから、そういうことも踏まえまして、全庁的な検討組織の中で、それぞれの地域特性を踏まえて、職員の配置等についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○川田委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤澤委員 支所機能の一部になろうかとは思いますけれども、実は、高松市総合計画の中にですね、まちづくり計画の中に、塩江は南部地域というかたちでの構成になっております。この中では、各地域でのまちづくり方針というかたちでの計画だろうと思うんですけども、私ども考えていたのは、この南部という地域付けであればですね、当然ながら地域と地域の連携ですね、それが基本の構想図であろうと思っていたわけですけれども、現実的に合併してから今まで、そういう地域同士の連携というのは、ほとんどなされていない状況だと思います。特に合併町に関しては、特にそういうことが言えると思います。

実は、私は観光に若干携わっているわけですけれども、観光面からみると、ただ塩江だけの観光というのは、当然ながら先行き不透明なところがあります。それよりかは、広域的な観光、広域的な地域づくりというのは、当然必要かつこれから高松市にとって大変大事な事業だと思っております。その中で、今までそういうことをなされていないというよりかは、そういう部署さえ恐らく無いのではないかと私は思っています。そのまちづくりの連携に対する広域的な施策は、ほとんどなされていないと思いますけれども、観光と農林水産とか観光と商工業、または商工業と農林水産、いろんな方向性での広域的な繋がりが、当然発生することだと思っておりますし、これからそういうふうな連携というかたちの中で、高松市の行政としては、どういうお考えかお話を伺いしたいのと、その基本にはですね、支所機能が充実することによって、各支所との交流また折衝、関連・交流があれば連携というのが、自ずと生まれてくると思うのですけども、その支所機能をもっと充実するためには、支所の権限をある程度もっと与えるべきではないかと私は思っております。

ますけど、その点に関してお話を聞かせください。

○東原人事課行政改革推進室長 支所機能の強化につきましては、今お話がございましたように、例えば林業であれば林業、あるいは観光とかの連携、そういうことも含めまして支所機能の強化につきましては、単独といいますか、縦割りではなくて、いわゆる観光・産業・文化振興、いろいろな連携を図る必要があろうかと思いますので、それは、全庁的な庁内組織の中でその連携についてどのように進めていくかといったことも含めて、検討はしていきたいと考えております。

○藤澤委員 今の発言は、行政は縦割り行政が有るということを認識して言っていますね。それは、ちょっとおかしいんじゃないですか。

○東原人事課行政改革推進室長 ですから、今まで縦割りでそれぞれ担当課が有ってということであったのですけれども、これからは、どうしても連携というのは必要でございますので、その連携を図るために、どのように支所の機能を持たしていくかといったことを、検討していきたいということでお答えをさせていただきました。

○藤澤委員 高松市は、縦割り行政が有る、無い、どちらですか。そこをお伺いしたいですね。市行政は、縦割り行政はしていないと思っていますか、していると思っていますか。

○東原人事課行政改革推進室長 どうしても組織が大きくなるところでございますので、縦割り行政は、現実には見受けられるところがございます。ですけども、これからはやはり、縦割り行政では住民サービスの向上というのは図れませんので、その辺りも含めまして検討していく必要があろうかと認識しております。

○藤澤委員 検討する次元じゃなく、もっと低次元の話ですよ、そういうことは。

話は元に戻りますけれども、地域間の連携というのは、これからどういうふうに考えていますか。例えば、香南、香川、塩江、これは南部組織の中ですけれども、どういう考えの中でこの構想図、まちづくり方針を決めて、こういうふうにしたいという連携ですね、どういうふうにこれからしていきたいか、もしくは、過去にこういうことをしたとか、未来に向かってとかでの御意見をお伺いしたいのですけれども。

○岸本市民政策部長 市民政策部でございます。

総合計画の中で5つの区分を作つて、真ん中、それから南部、北部、東部と西部というようなブロックを作つております。それは、何を意味するかといいますと、地域コミュニティもそうですし、ある一定の行政体といいますか、支所機能といいますか、それらもひつくるめて、こういうようなことが想定できるのではないかというようなまちづくりを、

あそこでは表しているつもりでございます。

したがいまして、地域間でどうだということになると、先ほどの話ではありませんが、役所の組織はこれ縦割りです。誰がなんと言おうと縦割りです。その縦割りの組織の中で、横にどうしているのだということになると、役所の中の本庁機能の中で横に割っていくというのが、1つ行政側で考えられます。

それともう1点は、地域の方で香南地区、香川地区、塩江地区、これらの地域の方が連携をしていただくというようなことも、次の課題として出てくるのではないかなというようなことは、想定いたしております。それらをどういうふうに持っていくかというのは、今正に進めているところでございまして、西部、中央、南部、東部の各々のまちづくりは、こういうふうに考えたいという、今後の希望といいますか、予想といいますか、こういうことを考えているということを表したということでございます。

以上でございます。

○藤澤委員 私の思っている広域交流、広域機能の活用というのは、いろいろな産業形態の中で、いろいろな繋がりができるのは、やはり広域的な物の考え方方が基本であろうと思うのです。ということで、ゾーンに分かれておるそのまちづくりの中で、総合的な機能ですね、高松市は、全体的な総合機能で、考えてくれればいいんですけども、その中で南部地域としての総合機能というのをどういうふうに考えているか、これは、早急に対応、いわゆる考え方を明確に、行政側としてはして欲しいんです。

というのは、塩江町にとっても、今ものすごく低迷している中で、どういうふうにこれから観光という、また地域のものを考えていくかとするとですね、先ほど言いましたとおり塩江の機能というのは僅かなもので、それを生かすにはどうしても広域的なものの考え方方が、これから絶対に必要だと私は感じております。

観光というのも1つの枠の中で考えると、私の思っている広域というのは、高松市の広域と香川県下の広域と県外の広域と大体3つの広域に分かれるかと思うんですけども、塩江温泉観光協会とか観光に携わる者は、取りあえずではありませんけれども、いわゆる南部とか、そういう地域から始まらざるを得ない状況なんですね。そこの中ではですね、牟礼、庵治とか、また西の方とか、それなりの広域性はできてくるかとは思うのですけれども、高松市の力が今全然見えていない状況なんですね。そこら辺をどう活性化するか、本当の基本的な流れをお聞きしたいのですけれども。

○岸本市民政策部長 今、観光というようなところに絞って考えますと、確かに塩江の温

泉、これだけではちょっと心もとないと、そしたら牟礼、庵治、それから高松の中心部である栗林公園であるとか、そういうような所を周遊するような観光を考えるべきではないかと。これも当然そう思いますし、また、それを一体的にどうやつたらできるかということだろうと思います。それにつきましては、観光振興計画なり何なりの中で、打ち出してはいっていると思いますが、それがどういうふうに具体化されているかということにつきまして、今お示しするまでには至っていないかなと思います。

ただ、高松が42万人、370平方キロになったということはですね、当然のことながら、先ほどの牟礼、庵治も含めた高松の中での周遊ということも考えていかなければいけないというのは、おっしゃるとおりだと思います。それがひいては、香川県にも広がっていくというようなことだろうと思いますので、それは、具体的に何ができるいるんだといわれたら、ちょっとお示しするまでには至っておりませんが、そういう考え方を持っています。

以上でございます。

○藤澤委員 そういうことで、産業部全体を含めてですね、塩江地域と1回お話できる場を作っていただきたいのですけれどどうでしょうか。

○岸本市民政策部長 農業、それから商工業、それから観光ということで、産業経済部の中での所管といいますか、私は今市民政策部でございますので、それを打診してみたいと思います。その中で一緒になって、勉強会なり何なりというのが開けないかという、こういう御提案だと思いますので、前向きに取り組むように部の方に伝えたいと思います。

○藤澤委員 よろしくお願いします。

○黒川会長 他にございませんか。

別にないようでございますので、「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針について」は、以上で終わらせていただきます

続きまして、「高松市新病院基本構想（案）について」当局より説明を求めます。

○国方病院部次長経営管理課長事務取扱 病院部の経営管理課の国方でございます。よろしくお願いをいたします。

本日お手元に、新病院の基本構想（案）をお配りしていると思いますが、この基本構想（案）というのは、今現在策定の途中でございまして、内容等については、今後、当然修正が加わってくるということは、御理解頂いたうえで、目次のページを御覧いただきたいと思います。時間の関係もございますので、目次の中で、ページ数で言いますと20ペー

ジに、附属医療施設として塩江病院の役割・機能。それから33ページに基本方針。それから38ページに部門別の基本方針。それから、ページまたがりまして43ページに整備候補地。こういった点について、本日、時間の関係もございますので、ピックアップして御説明をいたしたいと思います。なお、38ページの基本方針の部分につきましては、若干説明内容が前と重複しますので、この点については、御覧いただくということで御了承いただきたいと思います。

では、20ページをお開きください。

附属医療施設とする塩江病院の構想案でございますが、附属医療施設は、塩江地区唯一の医療機関として地域医療を提供するとともに、高松市の新しい病院の後方医療を担当する病院とすることといたします。塩江地区におきます、65歳以上の高齢者人口の割合は約40パーセントで、今後、高齢化は益々進行することが見込まれ、初期医療や高齢者の慢性的医療などに対して、公立病院としての役割・機能の維持が求められているところでございます。

また、新しい病院が目指します急性期病院にとって、後方病院の確保は、適切な病床管理を行うためにも必要と考えております。

入院・外来における果たすべき役割・機能といたしましては、まず、アの外来機能でございますが、慢性期医療を中心に、まず、整形外科の診療日数を増やすほか、泌尿器科等について、週数回の診療ができるようにしたいと考えております。歯科は、従来どおり診療をいたします。また、必要に応じて、訪問診療を行います。

次に、入院機能につきましては、病床については療養病床といたします。一般の入院患者については、高松市の新しい病院への紹介を原則としますが、療養病床へ入院させることも考慮いたしたいと考えます。

また、4疾病、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に関してでございますが、他の医療機関と連携しつつ外来を中心に対応をいたします。

21ページをお願いいたします。

一番上の（イ）の果たすべき役割・機能でございますが、がん、脳卒中、および心筋梗塞につきましては、在宅療養支援を中心実施し、糖尿病につきましては、初期・安定期の治療のほか、外来で対応可能な慢性合併症に対応してまいります。

エの救急医療につきましては、一般病床を持たないため、入院を伴わない初期救急医療の提供に限定されることになります。したがって、果たすべき役割・機能といたしまして、

救急告示病院とはせず、時間外について、当直医が対応させていただきます。

才の災害時における医療でございますが、大規模災害発生時には、塩江地区唯一の医療機関として被災者の治療を行うことが求められておりましたことから、広域救護病院として災害時に即応できる機能を整備してまいります。

力のへき地の医療でございますが、新病院との協力体制の下で、へき地の医療を実施してまいります。

22ページにキの訪問看護事業と書かせていただいております。

塩江病院は、塩江地区唯一の医療機関であり、また、地域に民間の訪問看護事業所も無いことから、引き続き訪問看護事業を実施してまいりたいと考えております。

では、33ページをお願いします。

附属医療施設の基本的考え方でございますが、本市南部の山間地域唯一の医療機関として地域医療の提供を行うため、現在の診療科目を基本とし、引き続き、検討を進めてまいります。

また、現在、塩江病院で実施しております泌尿器科や皮膚科の外来など、いわゆる専門外来につきましては、市民のニーズや医師確保の状況に応じて適切に実施に努めてまいりたいと考えております。

43ページをお願いいたします。

塩江病院につきましては、建築後約30年が経過していることや、耐震構造を満たしていないこと、土石流危険渓流危険区域等に位置していることから、保健センターとの連携、温泉水給水管の整備状況を考慮する中で、近隣地区への移転も含めて検討してまいりたいと考えております。

合併時の建設計画では、「塩江病院については、温泉を活用した療養機能の充実や施設等の整備を図ります。」となっておりますことから、移転する場合の候補地等につきましては、今後、新しい病院の基本構想の策定懇談会の委員や地域審議会の委員の皆様の御意見を賜る中で、御提案を申しあげたいと考えております。

非常に雑ぱくでございますが、新しい病院の基本構想の中で附属医療施設塩江病院に関する部分について御説明を申しあげました。よろしくお願いいいたします。

○議長（黒川会長） 今、説明がございましたけれども、皆さんからの御意見を承りたいと思います。ございましたら、どなた様からでも。

○川田委員 34ページに入院部門がありますけれども、建て替えるとして、病床数は何

床位を考えておるのでですか。全然病床数の計画が出ておりませんけれども、どれ位のことを考えていますか。

○国方病院部次長経営管理課長事務取扱 病床数につきましては、国・県等の療養病床の見直し、配置基準の見直し等もございますことから、現時点においては、何ベッドということについては、まだ、決定はしておりません。

ただ、いわゆる看護単位1病床は、当然病院でございますので、それについては検討をいたしております。

基本構想の途中経過でございますので、今後示させていただきたいと思っております。

○川田委員 基本構想を立てるにも、病床数というベッド数をどれ位見込んでの基本構想を立てるかという必要でないのですか。全然それがなしに、ベッド数が20か50か70かというので構想が全然変わってくるのではないですか。

○国方病院部次長経営管理課長事務取扱 いわゆる病床数とか、それから病床数に伴います収支計画等について、当然基本構想の中でお示しをさせていただくことになっておりますので、今後、何回か引き続いて行われます、基本構想策定懇談会等で御提案をさせていただきたいと思っておりますので、今日はあくまでこれまでの途中経過ということで御理解いただきたいと考えております。

○議長（黒川会長） 他にございませんか。

○赤松委員 高松市新病院については、候補地として農業試験場跡地と香川インテリジェントパークというふうに41ページ、42ページの表でもって示されていると思いますが、附属病院施設の塩江病院については、現時点での候補地としては挙がってないのでしょうか。

○国方病院部次長経営管理課長事務取扱 今後、比較表等も作成する中で御提案をさせていただきたいと考えております。

○赤松委員 では、現時点では挙がってないというふうに判断してよろしいでしょうか。

○国方病院部次長経営管理課長事務取扱 現在の病院がある場所での建て替えか、周辺地域での新築かということについて、比較表等を作成して御提案させて頂きたいと思います。本日この場所で、ここを考えておりますというのはなかなか申しあげにくいので、その点は御理解頂けたらと思います。

○議長（黒川会長） 他にございませんか。

ないようでございますので、これで「高松新病院基本構想（案）について」は終らせて

いただきます。

次に「塩江地区学校統合事業の進捗状況等について」御説明をお願いします。

○金本総務課新設統合校整備室長 私の方から協議事項ウ「塩江地区学校統合事業の進捗状況等について」御説明いたします。

塩江地区学校統合事業につきましては、前回の地域審議会で御説明いたしましたように、合併建設計画に基づきまして、施設の老朽化や複式学級に対応するなどのため、塩江地区の3小学校を統合し、塩江中学校の敷地を活用して、小中一貫教育校を整備することを基本方針にしておりまして、現在、地域の方や小中学校の保護者の方と協議を行っておるところです。

前回の地域審議会後の経過でございますが、お配りしております資料の左下の欄外に記載しておりますように、校区ごとに保護者や地域の方への説明会を実施したところでございまして、上西校区は8月26日に地域と保護者の方を対象に、塩江校区は8月27日に地域の方、また、10月6日に保護者の方を対象に、安原校区は8月25日に地域の方、また、10月3日に保護者の方を対象に、それから、中学校の保護者の方へは11月4日にそれぞれ説明会を行いました。

説明会では、いずれの校区におきましてもスクールバスについて、具体的な運行方法等を示して欲しいという御意見がありました他、小中一貫教育における学校運営、それから、学習指導等について御質問を頂きました。

今後の進め方でございますが、資料の上側の表を御覧願います。今後におきましては、小学校の統合について、本年度末を目指して御理解を頂けるよう努めてまいりたいと考えております。

その後は、保護者、地域、学校など関係の皆様と協議しながら基本構想を策定し、平成26年4月の開校を目指して、事業化の準備を進めていく予定でございます。

また、事業の進捗状況等につきましても、今後も地域審議会に適宜御報告いたしまして御意見を伺ってまいりたいと存じますので、どうぞ、よろしくお願い申しあげます。

説明は以上でございます。

○議長（黒川会長） 以上で説明が終わりましたけれども、御意見・御質問がございましたら。

○間嶋委員 今、教育部のほうから縷々御説明がありましたけれども、上西・塩江・安原の方で、何日何日に開催されたということですけれども、これは何人位それでお集まり

になったのですか。大体で結構ですよ。

○金本総務課新設統合校整備室長 それぞれですね、安原が30人位、上西が20名から30名位、塩江校区についても40名位ですか来ておりました。それから、小学校についても同じ程度です。

○間嶋委員 この学校の統合問題については、合併前に当初15年の教育問題協議会で答申を出して、3校統合して塩江の中心地に統合すると決まって進んでいっているようですけれども、我々一般住民としましては、今まで教育問題協議会等でやってこられたこの大問題につきましては、学校の関係者、あるいは、保護者の方たちだけではなく協議を進めてきて、一般住民の方についてはほとんど知らされていない、あるいは説明を受けていないという状況で、恥ずかしながら私自身も3年前の合併の前に、議会の傍聴をさせていただいた席上、初めて旧塩江町で3校統合するんだというふうな話で、候補地の選定について、いろいろ議員の皆さんのが発言されたりしておられて、そこで初めて我々住民は知ったような状況でございます。

合併協議会等でも統合問題については、重点事項で進んできているわけなのですが、安原校区の児童についてはですね、将来的にも統合した場合約3分の2が安原小学校区の生徒で占めていくという状況で、今まで保護者とか学校関係者の方だけで御説明いただいておりますけれども、その辺遅ればせながら、この統合問題について安原校区の保護者会の方でいろいろ今動いておられます。これは、教育部のほうでも御存知かと思いますが、小耳に挟んだところによりますと、61世帯の保護者のうち、統合には反対だというのが40名、どちらともいえないというのが5名位、賛成しているという方が16名で合計61世帯の方に、御説明なりPTAの方がいろいろコミュニケーションを図っておられるようございます。

それから、一般住民も御存知かと思いますが、安原校区の中で、各家庭に訪問されてこの学校統合問題について署名を求めていっておるという状況で、ただいまのところ有権者の約3分の1、約700名前後の署名を集めているというふうな状況で、今後20年度末、もうあと僅かですが、その辺までに基本方針を決めて、来年の春には協議会の設置まで行っていこうというふうな状況なのですが、一般住民の方に御納得いただけるような説明会を隨時徹底して図っていただきたいということを、私は前から申しあげておりますけれど、今後の計画と合わせてお話を頂きたいと思います。

それから、もう1点。この答申の中には3校の統合した場合の跡地の活用について、地

域の住民が利用できるような公共施設、運動場はどういうふうにするとか、あるいは校舎の跡地をどういうふうにするとかということも答申で出しておられます。この統合問題の説明に合わせて、跡地の活用についても十分に市当局の案とかいったものもお示しいただいて、住民の方の納得のいただけるような御説明を、併せてやっていただきたいと思うわけです。その辺1つよろしくお願ひしたいと思います。

○金本総務課新設統合校整備室長 安原校区の反対の署名とか我々まだ現物を見ておりませんので、それについては差し控えます。

今後の説明会というお話をございますが、現在保護者を中心にいろいろな意見が出ておりますので、それらをある程度整理をしたいと、そういう中で大きい方針をまとめた後、説明を地域の方にお願いしたいということで考えております。

それから、跡地でございますが、現在中心部の跡地・跡施設の活用について府内で全体的に考えておるところでございまして、今後、我々26年4月の開校を目指し事業を進めております。それまで約5年以上、5、6年ありますが、説明会の中でも跡地を並行して考えて欲しいという御要望もございました。我々は、旧町時代の答申の中で、文教施設ということで御要望を頂いておったかと思います。それらの意見ならびに今後は皆様の意見を十分聞いた上で、一緒に考えてまいりたいと思っております。

○和泉（和）委員 間嶋委員さんと大分被るところがあるとは思いますが、平成15年の答申を踏まえて、統合事業が進んでおりますが、各小学校の保護者会もやっと沢山増えてきた状況で、3校区のPTA会長を含め、いろいろと集まりを深めていっている状況にあります。その中で、15年度の状況のときにも私も在籍しておりましたが、子どもの親が相当入れ替わっております。現在の親の意見というのと15年度位の意見とでは、大きく違ってきております。町営の団地が出来たり、保育所が統合したことを踏まえて、子どもの数も増えて、今、安原小学校区の中ではとても良い環境下にあります。それで、そのことを、今、統合に向けてメリット、デメリットを考えると、保護者にはとてもデメリットの方が多く聞こえてくるような保護者の意見が多く感じます。

この図のような方向でいってしまうというのをみると、とても不安に思いますので、もう少し保護者の意見というのを取り上げていってもらいたいというのと、市はその3校区の地域の特性というのを十分理解していないと思います。一度、上西地区、塩江地区の小学校区を歩いてみていただけないでしょうか。現状をもう少し分かっていただきたいというのが保護者の意見で、本心を言うと統合しないでこのままの状況でいっていただけるの

であれば、本当はそれが望ましいと皆思っているのが本音だと思います。

それでも尚且つどういうふうにしてこんなふうになってきたかという状況も、保護者は今自分の子どもたちが通っていて、初めて聞くような保護者が安原地区にも多くいます。市外からこちらに入ってきて、初めてそういうことを聞くという父兄も多いので、地域住民の意見をもっと聴く場を増やしていただきたいというのが一番の狙いと、安原地区に関しては、反対の方が多かったというのを、口頭の意見ではありますが、間嶋委員さんがおっしゃったように半分以上が今の状況では反対ということの意見が上がっておりすることを、保護者代表としては御報告申しあげたいと思います。

○金本総務課新設統合校整備室長 我々の事業は、合併の建設計画の中の重点取り組み事項ということで進めさせて頂いております。お話によく聞くのですが、今まで説明がなかったとかいうことは、あったかとは思いますが、我々は真摯にそういった意見を受け止めて、説明をしているつもりでございます。

地域の特性ということでございますが、我々他学校教育課の方もスクールバス等の関係がございますので、日々現状を把握するのに努めておるところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（黒川会長） 他にございませんか。

○蓮井委員 小学校の統合で、この地区的現状を考えたときに、当然スクールバスの運行が必要だと思うのですけど、保護者会の人に調整がつきませんということで、保育課の方で議題を取り下げていますわね。その新聞か何かで塩江小学校の児童一人当たり月500円とするというのが載っておるのですが、スクールバスでの送迎となったときに、有料化ということを保護者に話をするのでしょうか。

○松井学校教育課長 学校教育課の松井と申します。

スクールバスの運行につきましては、塩江地区では3小学校を統合した場合、半数以上の児童が国の通学距離の基準として設定している4キロメートルを超えることになります。そういうことから、当然スクールバスの運行は必要であるというふうに学校教育課としてももちろん考えております。また、合併の建設計画の中でも「児童や保護者の不安や負担を軽減するためにスクールバスを運行する。」という旨が明記されております。

現在、塩江地区のそれぞれの校区全域を回りまして、それぞれの道の状態でありますとかを把握しながら、塩江の地区についてはどういった運行方法が、あるいはバスの大きさ等が必要なのかということを、今順次考えているところです。もちろん、運行等につきま

しても、今後保護者の方とか地域の方々と協議してまいりたいと考えております。

ですから、有料、無料にするのか、あるいは、有料にするとしたらどの程度の金額になるのかということにつきましては、これは正しく塩江地区の実情にあった事柄として考えていきたいと思っておりますので、今新聞等で御覧になったとおっしゃっておりました、塩江保育所のバス等の料金とはまた別に考えていきたいなど、今現在のところ考えております。

○蓮井委員 当然、有料になるっていうことですかね。

○松井学校教育課長 塩江地区の実情に合ったというところは、例えば、安原の戸石地区については約10キロ以上有りますし、道の狭い所であるとか、坂の急な所もございますので、そういう戸石地区の子どもたちについては、じゃあバスの大きさはどうするのか、時間はどうするのか、あるいは有料・無料について戸石地区の子どもについてはどう考えるのかということも合わせて、正しく塩江地区のそれぞれの子ども達の安全・安心の通学を考えた上で、それぞれの地区の実情にあった方法というのをしっかりと考えていきたいと考えております。

以上です。

○蓮井委員 そういうことは、無料ということもあるということですか。

○松井学校教育課長 地区によっては、あり得ると思っていただいて結構かと思っています。

○和泉（和）委員 普通の日は良いですけれどね、冬なんか凍結するじゃないですか。バスを一度、車でもそうですが、あの坂をどうやって送迎するのかお聞きしたいですね。

○松井学校教育課長 実は、その辺りが一番学校教育課でも苦慮しております、この前の保護者対象の説明会でもその話が出まして、私どもとしては、正しく冬の寒い日を選んで、多分凍結しているだろうとか、雪が積もっている日を正しく選んで、朝来なければいけないと、朝来て実際に走ってみるなり、道の状況を私たちの目で確認をする必要があるなと思っていますし、そのようなことも話題になりました。

以上です。

○和泉（和）委員 ありがとうございました。是非来て頂きたいと思います。

○議長（黒川会長） 他にございませんか。

○大谷委員 スクールバスのことなのですけれど、4キロメートル圏外ということをずっとおっしゃっているのですけれど、それでは、4キロ圏内の児童についてはどうお考えで

しょうか。中学校の生徒は、今1キロ越えた距離でも自転車通学でずっと行っているようです。小学生は、3、9キロの距離でしたら歩くになるのでしょうか。

○松井学校教育課長 考える上で、スクールバスを運行した際にそのスクールバスを利用してもらう児童の距離であるとか、学年等につきましては、これは中学生も含めてと考えていただいて良いと思うのですが、正しく先ほどから何回も繰り返して申し訳ない部分もあるのですが、正しく実情に合った方法というのを探っていきたいと考えております。

もちろん、私どもとしては、国の通学距離の基準である小学生4キロ、中学生6キロというのは1つの目安にはしておりますけれども、先ほど話題になりましたとおり、坂道の状況だとか、特に保護者会で沢山出てきましたのが、道が狭いし車の通行が非常に多い、子どもたちがこれだけの幅のところを歩いていることもありますので、運行の路線も含めて、出来る限り保護者の方や地域の方の御意見・御希望も伺いながら探っていきたいなと考えております。

○大谷委員 通学は本当に毎日のことですから、十分安全性が確保できるというような状況がないと保護者としては、とても納得できるものでもないし、これは、義務教育ですから絶対通わなければいけない期間なのに、それが合併したがためにスクールバスに乗って、そして有料化というのはかなり不利というか、毎日15年間になりますから、その辺を本当に地域の特性というのを御理解いただき、保護者の意見も聴いて進めていかないと、住民としては、塩江町に住んでいて良かったなど感じる機会が本当に減ってしまいますので、その辺は本当によろしくお願ひします。

○和泉（和）委員 徒歩通学となる場合、もしも合併ということになったとした時に、向こうに向いて歩いていく歩道は途中までしかありません。それで、全員が全員バスに乗るとは思っていませんが、通学というのは基本的には徒歩でいけるというのがどこの学校でも大事なことで、市内のところなんか殆ど徒歩でいける距離に小学校が在るという状況の中、徒歩がなくなってしまうデメリットはすごく大きいと思いますし、そのために歩いて行かしたいけど道路状況が、カーブが多いのと大きなトラックがものすごく通っているような所に、小学生がちよろちよろ歩かれて命が失われるようなことになってはとてもだめだし、向こうのガソリン道みたいなところのトンネルが有るところを通っていくようなことがあったら、不審者がいるような死角がいっぱいあるんですよ。だから、そういう状況をきちっと見ていただき、子どもたちのために、地域のためもありますが、一番は子どもたちのことを考えていただければというのを切に願います。

○松井学校教育課長 もちろん私たち学校教育課といたしましては、子どもたちの安全・安心な通学、あるいは教育環境というのを第1に考えますので、その辺りも含めて、つまり、今含めてと申しあげたのは、通学用のスクールバスが何台必要なのか、今のお話は保護者会でも出てきたのですが、1台や2台では足らんでと言われて、確かに状況をいろいろ踏査していくと本当にそうだなと思いますし、通学のスクールバスを何台、いったい何処を発着点にするのかということも含めて考えていきたいなと思っております。

御理解よろしくお願ひいたします。

○赤松委員 統合の説明がなされたということですが、統合イコール小中一貫教育なのか、統合と小中一貫教育は別物なのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○松井学校教育課長 まずは別物と考えていただいて良いかと思います。統合イコール必ず小中一貫教育校になるということではございません。統合ということを前提として考えた場合に、今の時点では、小中一貫教育校として整備することがもっとも相応しいと考えていて、その方向で検討していきたいという考え方であります。

○赤松委員 小中一貫校となりますと、良い悪いが判断をする資料が余りにも無いということと、我々にも現場の声が聞けないというのがありますので、是非小中一貫校という判断をするための資料の提示なりなんなりは、早急にしていただくというふうにお願いしたいと思います。

○松井学校教育課長 承知いたしました。

現在、保護者との説明会等の折にも、全国のあちこちでやっております小中一貫教育校の現状とか成果等をお話したり、今現在すでに始まっております高松第一小中学校、略して高松第一学園と呼んでおりますけれども、そこで行われている小中一貫の中身等についても、逐次説明をさせていただいている所です。

今後もそういう情報については、出来る限りお示しをしていきながら、協議等お話をさせていただければと思っております。

○議長（黒川会長） 他にございませんか。

ないようですので、これで協議事項を終了させていただきます。時間も12分ほど12時を回りましたけれども、その他の件でございますけれども、事務局から御説明いただけますか。

会議次第4 その他

○事務局（出原支所長補佐） 大分時間も経っておりますが、次第の最後にございますよ

うに一旦閉会いたしまして、準備のため5分ほど休憩を頂きまして、投票所の見直しについて選挙管理委員会より報告がございますので委員の方は御出席をお願いします。

○喜多委員 時間が迫っておるので申し訳ありません。私の方で不審というか良く分からぬところがあるのでお伺いしたいのですけど、私は合併協議には出ておりませんで、状況が分からぬのですけれども、実は私たちは合併するときには120億の特例債が塩江に落ちるのだと、だからという話で確かに合併する1つのメリットだと、僕ら賛成した人もいくらかいると思うのですけれども、そのお金の使い道なのですけれども、私たちが今聞いていますのは、例えば有線放送のCATVですね。それから、地元自治会を中心でやつておる河川公園、今計画されておられますけど、これなんかは非常に有意義だと思うんです。

そういうふうに使ったお金が大体幾らぐらいで、現在、幾ら位残つておるかと、実際本当に120億を塩江が使えるのかということと、大体こういった事業で使う予定が有ると、後残ったお金は120億から引けばいくら残つておると、そのお金のその使い道については、地元主導でそのお金が使えるものか。期間が10年と聞いておりますので、使うのであれば早く事業計画を作つてやらないと10年が過ぎてしまいます。過ぎてしまうとそのお金はどうなるのかということで、私たちとすればそのお金を地元主導のお金にして欲しい。心配していますのは、今回のように耐震構造で学校や病院を建てなければいけないというそのときに合併特例債を使うと、実は塩江はそれを使った。だけど、特例債の対象になつていない地域は、他の方の予算を使つているよということになって、知らぬ間にそのお金が予定と変わつてしまつということになると、非常に辛いことになりはしないかと心配しておりますが、その辺りのことについてはいかがでしょうか。

○岸本市民政策部長 今の御質問、ここでお答えして宜しいですか。

○議長（黒川会長） はい、どうぞ。

○岸本市民政策部長 はい、それでは、搔い摘んで申しあげますけど合併特例債というのは、金庫にお金が有るという話ではございません。特例債ですから市債です。ということは、何かの建設事業とかそういうものに対して、今現在お金が無いから借金をするんだと、その借金を市債といいます。その市債というのは、何にでも使えるという話ではありません。例えば道を造るとか、道路を造るとかというのは、将来の住民の方にも負担をしていただいても構わないなというようなものが市債です。それについて、前借をして後の方にも払つていただきましょうというのが市債です。

その市債の中で合併特例債というのは、合併した地域において通常は地方交付税というのですが、国から何割か見ていただけるその地方交付税が、70パーセント見ていただけたということがございます。それと、そういう特別な市債ですが、金庫の中にお金が有るという感覚で考えるものではないと私どもは思っております。

したがいまして、先ほどありました耐震化であるとか病院であるとか、そういうところに使っていくべきお金かなと思っております。

それと、その120云々というのは、多分高松市と塩江町が合併した場合に、そういう枠組みになるということであったと思います。今現在は、6町と高松が合併しております。その結果、500数億であったと思いますが、それについて塩江町でどれだけ使っています、それから、香川町でどれだけ使っていますという数字は今もっておりませんが、またお示ししたいと思います。

そんなところでございますけど、よろしくうござりますでしょうか。

○喜多委員 結構でございます。ありがとうございました。

○藤嶋委員 今の関連と同じく、森林再生資金というものを合併当時に持ち込んでおられるというふうに聞いております。こういったものも、今の意見と同様に今後どうゆうようになるか、今のところいろんな事業等で援助していただいている部分もございますけれども、その援助資金としても余りにも少なくて、森林の放棄地が大変多いような状況でございますので、そこら辺も是非今後どういうふうになるかだけ、御説明をお願いしたいと思います。

○岸本市民政策部長 森林整備基金は基金ですので、これは金庫にお金が有ると思っていただけで結構でございます。その金庫から、今年度これだけ使いますというのは、基金からの繰入金というような格好でさせていただいております。

ですから、引き継いだのが1億2,000万であったと思います。その1億2,000万については、是非森林整備基金を作ってくれと、整備基金を残してくれという御要望があったと思います。それで、ここに残しております。そこに対して、毎年度そこからこれだけ使ってこういう事業をしていきますというのを、お示ししていると思いますので御理解を頂けたらと思います。

○藤嶋委員 この件につきましては、ここずっと何十年も続けられるわけですか。

○岸本市民政策部長 森林整備基金という名前ですから、森林整備にかかる事業に使うことになろうかと思います。

以上でございます。

○藤嶋委員 最後になって、大変申し訳ないのですが、今お話しておりますのは、この計画が10年間という規定がございます。そういうものの内で、今言った基金につきましては、20年、30年先まで継続されるかということでございます。

○岸本市民政策部長 基金というのは、その建設設計画には係わりありません。それに、10年に縛られるというものではございません。ただ、1億2,000万という限度はあると思いますけれども。よろしくお願ひします。

会議次第第5 閉会

○議長（黒川会長） よろしいですか。

以上で閉会をいたしたいと思います。御協力ありがとうございました。

午後0時22分 閉会

会議録署名委員

委 員

川 四 史 郎

委 員

岸 本 義 譲

